

第76号議案

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年12月5日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市児童発達支援センターを開設するため提案する。

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、蒲郡市児童発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 心身の発達に支援が必要な児童の福祉の向上を図るため、発達支援センターを蒲郡市浜町4番地に設置する。

(業務)

第3条 発達支援センターは、法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援
- (2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援
- (3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援
- (5) 障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発達支援センターの業務として市長が必要と認めるもの

(利用対象者)

第4条 発達支援センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号に係るもの 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定を受けた保護者の児童のうち、小学校就学の始期に達するまでの者
- (2) 前条第2号に係るもの 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定を受けた保護者の児童
- (3) 前条第3号に係るもの 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者（法第21条の5の13第1項の規定により放課後等デイサービス

障害児通所給付費等を支給することができることとされた者を含む。)

(4) 前条第4号に係るもの 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等である児童の保護者

(5) 前条第5号及び第6号に係るもの 市内に住所を有する児童及びその保護者
その他市長が必要と認める者

(職員)

第5条 発達支援センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(児童発達支援の利用定員)

第6条 第3条第1号に規定する児童発達支援の利用定員は、規則で定める。

(利用手続)

第7条 第3条第1号から第4号までに規定する支援を受けるため、発達支援センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

2 前項の規定により市長の承諾を受けた者は、市長と利用契約を結ばなければならない。

(利用者等の義務)

第8条 発達支援センターを利用する者及びその関係者(以下「利用者等」という。)

は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びにセンター長の指示に従い、発達支援センターにおける業務等の遂行に支障をきたす行為をしてはならない。

(利用の制限等)

第9条 市長は、第7条第1項の承諾を受けた者が発達支援センターを利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を制限し、又は当該承諾を取り消すことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 感染症疾患その他心身の異状により、他の児童に害を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、発達支援センターの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第10条 第3条第1号又は第2号に規定する支援を受ける者は、市長の指定する日までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、法第21条の5の3第2項第2号の規定により、児童福

社法施行令（昭和23年政令第74号）で定める額とする。

（損害賠償）

第11条 利用者等は、施設等の利用に当たって、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、発達支援センターについて必要な事項は、市長が規則で定める。

（過料）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第8条の規定に違反した者
- (2) 不正の方法により利用の承諾を受けて利用した者

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。